

企画経済委員会記録

○開催日時

平成27年5月18日 午前10時～午前10時57分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	川添公貴	委員	瀬尾和敬
副委員長	成川幸太郎	委員	杉菌道朗
委員	江口是彦	委員	小田原勇次郎

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	谷津由尚
議員	佃昌樹	議員	下園政喜
議員	宮里兼実	議員	帯田裕達
議員	持原秀行	議員	森満晃

○説明のための出席者

商工観光部長	末永隆光	観光・スポーツ対策監	古川英利
商工政策課長	宮里敏郎	兼観光・シティセールス課長	

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	茶圓勝久		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
陳情第6号 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情	商 工 政 策 課
(所管事務調査) 市所有宿泊3施設の民間譲渡について	観 光 ・ シ テ ィ セ ー ル ス 課

△開 会

○委員長（川添公貴） それでは、ただいまより企画経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の資料のとおり審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、お手元に配付の日程のとおり審査を進めたいと思います。

次に、ここで2名の方の傍聴の申し出がありますが、これを本職において許可いたします。

会議の途中にあつて、傍聴の求めがありましたときは、本職によって随時許可したいと思います。

△陳情第6号 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情

○委員長（川添公貴） それでは、陳情第6号労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

本陳情は、3月定例議会において、最終日に皆さん方に配付してございます。よって、書記の朗読は省略をしたいと思います。（巻末に陳情文書表を添付）

なお、本日は当局において、本陳情に関する資料を準備いただいております。

ですので、その準備していただいた資料について、かいつまんで説明をお願いしたいと思います。

○商工政策課長（宮里敏郎） それでは、陳情の中にあります二つの法律案の現状について、補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、3月13日に衆議院で受理され、同日、参議院でも予備審査議案として受理されております。

5月12日に衆議院の厚生労働委員会に付託されて、15日から本格的な審議に入っているということでございます。

2点目の労働基準法等の一部を改正する法律案につきましては、衆議院に4月3日に受理されて、また同日、参議院でも予備審査議案として受理されております。現在、参議院で審議中ということになっております。

資料に基づきまして、若干御説明させていただ

きますけれども、まず1ページ目に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要についてでございますけれども、あわせて別紙1のほうもごらんいただきたいと思いますが、主な点だけ御説明いたしますと、まず1点目に派遣事業の健全化がうたわれております。

全ての労働派遣事業をこれまでの届出制、許可制から、全てを許可制にするというものでございます。

2点目に、派遣労働者の雇用安定とキャリアアップがうたわれております。

計画的な教育訓練や経営コンサルティングを派遣元に義務づけする。派遣期間終了後の雇用安定措置を、派遣元に義務づけするということが記載されているようでございます。

また、派遣元の義務規定の違反に対しましては、許可の取り消しも含めて厳しく指導ということも記載してございます。

3点目の派遣期間規制の見直しでございますが、現行制度は秘書業務等の専門的な業務等、いわゆる26業務について期間制限がかからず、その他の業務について最長3年の期間の制限があるところでございますが、これを廃止し、事業所単位あるいは個人単位での期間の制限が設けられ、派遣先の同一事業者等における労働者の受入期間が最長3年が上限となる。

ただ、それらを超えて受け入れる場合に、過半数労働組合等からの意見聴取等がある場合については、それら3年以上の受け入れができるということになっております。

4点目に、派遣労働者の均等待遇の強化ということでは、派遣労働者と派遣先の労働者、これらの均等待遇確保のための措置を強化するということが記載されているということでございます。

続きまして、2点目の労働基準法の一部を改正する法律案の主な概要でございますけれども、これは別紙の3をごらんいただきたいと思いますが、

主な点だけでございます。

まず1点目として、特定高度専門業務、成果型労働制の創設ということで、職務の範囲が明確で一定の収入、これ1,000万円以上と記載してございますけれども、この労働者が高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、それと本人の同意や委

員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の時間割増賃金等の規定を適用除外するというものでございます。

2点目として、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直しでございますけれども、月60時間超える時間外労働に関する割増賃金率について、中小企業への猶予措置を廃止する。これは、3年後実施ということが記載されているということでございます。

以上で担当課としての補足説明を終わります。

○委員長（川添公貴） ありがとうございます。

この件に関しては、当局としてもなかなか政府広報による情報でしか持ち得ないということなんですけど、それを踏まえて御質疑をお願いしたいと思います。

その後、委員間同士の自由討議をもって質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、どなたか、疑問点について御質疑はございませんか。

○委員（成川幸太郎） 当局のほうにお伺いしたいんですが、今回のこのいろんな改正という部分については、公務員は適用除外になるんですか。

○商工政策課長（宮里敏郎） 派遣の分につきましては、特に。労働基準法等の一部を改正する法律の分で、(2)の月に60時間を超える時間外労働者に関する割増賃金のところについては、これは当然、公務員のところについても該当するところでございます。既に市の、市というか、公務員の分については、この猶予措置というのをもう外して、既にこういう割増賃金等についての取り組み、これは実際は振りかえと、60時間を超える部分について振りかえ措置をするか、あるいは時間外手当にするかということについてを、職員自体の意向も調査しながら対応することについては、もう既に取り入れているところでございます。

○委員（成川幸太郎） もう一点、教えてください。

フレックスタイム制の見直しがあって、1カ月間から3カ月間ということになっているんですけども、今現在、市当局においてフレックスタイム制を適用されている部署があるのか、もし1カ月から3カ月まで延長できるということがあったときに、そういった市当局も3カ月間におけるフ

レックスタイム制の清算を導入される予定があるんでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎） フレックスタイム制の導入については、所管が総務部になると思いますが、今、知り得ている範囲でフレックスタイム制を導入している部署はないというふうに把握しております。

以上です。

○委員（杉藺道朗） 派遣労働者の方々のいろいろな御苦勞、それから課題等あるわけですけども、当市、薩摩川内市における派遣労働者の方々の実態と申しまししょうか、ある程度、当局のほうで把握されている部分があれば、もしくはそういう方々からの生の声的な部分というのが、何かもし聞かれているようであれば、ちょっと御紹介いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎） 派遣労働者の実態については、当局のほうで現時点では、済みません、把握はしておりません。

もちろん生の声というのも、我々のほうで把握している分は現時点ではございません。

以上です。

○委員（杉藺道朗） 例えば、労働基準監督署含めて、いろんな意見交換会の場もあるかと思えます。

特にこの問題にかかわらず、そういう中でもそういう声とか、生的な声、間接的な声も、特に聞かれていないということで理解すればよろしいですか。

○商工政策課長（宮里敏郎） 労働基準監督署との定期的な会合というのはございませんが、雇用等を担当しておりますハローワークさんのほうとは、定期的に情報交換等をしてございますけれども、その中で派遣労働者のことについて御批判があったというのが、我々も直接御質問してないこともありますけれども、そういう情報をいただいている分については今のところはございません。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。ありませんか。

当局に対しての質疑はないようですので、これより質疑を一時中止しまして自由討議に入りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） それでは、御異議なしと

認めます。

これより自由討議を行います。どなたでも御自由に御発言をお願いします。

○委員（江口是彦） この陳情書を見たときとか、国会審議も今始まろうとしているんですが、派遣労働のこの件に関して、何か労働、働く現場とか、派遣労働者の声とか、働く人の視点に立った定義が抜けてるんじゃないかなという気がしています。

報道等でインタビューを聞いていると、やっぱり現場の声としては非常に危機感を持っていらっしゃるというような思いがいたします。

それで、二つ目の労働基準法改正案もですけど、長時間労働の抑制とか、これを実効的な具体的な抑止策がないままにこれが改正されていくと、非常にいろんな問題が出てくるんじゃないかなという気がしております。

以上です。

○委員長（川添公貴） ただいまの、ほかに何か自分の考え等、もしくは今の御意見に対しての御意見はございませんか。自由討議です。

○委員（瀬尾和敬） この陳情書の中に「過労死や過労自殺が後を絶たない現状において」とこうあるんですけど、具体的には相当な数、こういうのはあるということですか、事実として。御存じの方がおられたら教えてもらいたい。

○委員長（川添公貴） 自由意見ですから、今の御意見に対して何か資料を持ち合わせている方が……。

〔「ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 正確な数字ですか。

○委員（成川幸太郎） 大方ですけども、ちょっと情報提供的な形で。

今、過労死の認定というのは非常に厳しい状況であると思うんです。

いろんな形で裁判にしたりしている方がいらっしゃると思うんですけども、現時点では、年間100名を超える過労死を認定された方がいらっしゃるというのは聞いております。

これはもう労災のほうで認定された過労死ということですから、隠れた過労死も相当はいらっしゃるんだろうなどは思いますけれども、そう思います。

私自身の意見としては、今のこの長時間労働が起り得る可能性というのは、現状でも非常に長

時間労働がされて、不払い残業になっている可能性もあるので、そこら辺の現実を改善しながら、やはりこの法律というのをつくっていくべきじゃないかなと思ってますので、今の時点での労働法改正というのは、ちょっと時期が早過ぎるんじゃないかなというふうには考えております。

○委員（杉藺道朗） 江口委員のほうからもございました、末端で働くこの派遣労働者の方々の生の声が、どれほど吸い上げられているのかなという部分に関しては、私もなかなか全てが吸い上げられて、その上でのこういう法案審議はどうなのかなという部分も確かにあります。

ただ、それぞれに今まで過去2回も法案が廃案になったということも踏まえて、さらなるやはり中身をいい意味で改善と申しませうか、それを見ながら今審議が行われている最中でありますので、まだまだ補足する部分はあるかなと思えますけれども、私個人としては、しっかりこの際、いろんな課題点をお互いに審議を尽くしてやっていただいて、この法律、成案を見ればなというふうに思います。

全て100点満点でこれでよしとするものは、なかなかできない部分があるかと思えますけれども、やはりそういう虐げられるといひましようか、声なき声を届けながら、しっかりしたものをつくり上げていっていただければなというふうには思うところであります。

以上です。

○委員（瀬尾和敬） 企業の存続を図るために、例えば正社員扱いをしない形の派遣労働者で、企業としては企業をもたしているということですね、そういうことでいいわけですね。

それで、具体的にふと思ったことが、例えば昔、ゴルフ場でキャディーさんというのは、そのゴルフ場のお抱えの正社員だったけれども、それをキャディーさんは一切もうゴルフ場で見ないと、派遣会社から雇い入れる形にしているということにして、しながら企業として存続を何とかしていこうと、また派遣されるキャディーさんもまたそれなりに、それによって働く場所を確保できているという例もあります。

それと似たようなことにつながるの、今度はもっと違った企業では労働形態が違って、明らかに残業を強制というわけじゃないでしょうけど、せざるを得なくなるとか、そういうことにもつな

がっている、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（川添公貴） 私が知り得る限りでは、小泉政権時代に労働の自由と、労働の形態の自由化ということと、そういう中で派遣労働者の増大が図られたという経緯があって、その後、企業が、当時は10年だったと思うんですけど、その間、雇用できるというようなことで進められて、ただし派遣労働者によって企業の経営自体が助かるという面も、一面はあったやにも思いますけど、それが中心であったんじゃないくて、労働者の多様な、ちょうど高度成長期でしたから、多様な労働な窓口を広げていきたいということで、アメリカ型の雇用という形で導入されたとは思っています。

ですから、会社の都合のじゃなくて、個人の意思でやるというのが始まりだとは思っています。

ほか、何かありませんか。

もう一つ、なければ、労働基準法の中で、月60時間の時間外労働に対する賃金の割増等という改正があるんですけど、多分、今までは三六協定等があって、それよりは厳しく企業側に求めている内容ではあるやには思っています。

なかなか100%ということはありませんか。というのが当たり前なんで、そういうことで、よりすぐれたものに近いのを討議されているんじゃないだろうかとはいえます。

皆さん方のほうで何かありませんか。

なければ、これで自由討議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで自由討議を終了し、質疑に返します。

最後、何か御質疑はございませんか。ないようですので、質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の方の質疑を認めます。

○議員（佃 昌樹） ちょっと教えてもらいたいたんだが、派遣労働者が今回見直しをして、いろんな規制を外していくということだけれども、派遣労働者というのは組合を持ってないんですよ。

派遣労働者のための組合なんてないので、組合のあるところはいいにしても、組合のないところの派遣労働者の実態といいますか、約2,000万近い200万以下の非正規労働者がごまんというわけで、今回こういう見直しがされたわけですが、果たして派遣の、一生涯派遣の状況が続くということは考えられないのかどうか。

私どもとしては十分考えられるんだと、ますますふえるのかなというのがあるんだけど、労働関係を所管をしている商工政策課としては、どのような受けとめ方をしているのか、政治的絡みもあるので答えにくいところもあるが、実態として、じゃあ、薩摩川内市はどうかということについてお伺いをしたいと思います。

労働基準法の改正については、これも前に進むような雰囲気みたいなものはあったにしても、なかなかそうはなっていない、ホワイトカラー・エグゼンプションなんかで潰されました。

今回、特定の専門職とか技能職の方々、これが26から間口を広げて、またこれも規制緩和をやってきました。

緩和をやるごとにマイナスの方向に、一般の労働者に対してマイナスの方向に進んでいくような気もするわけです。

この法律自体が、雇用者が使いやすいようにでき上がっているんじゃないかなという、そういうふうにも受け取れるんですが、労働を担当する課として、その辺の受けとめ方はどういう受けとめ方をしていますか、これも難しい問題ですけど答えられたら教えてください。

○委員長（川添公貴） 法案自体に対する質問ですので、その点は皆さん方、公務員ですので答弁は結構です。

あともう一つ、派遣労働者のそういう関係で、実態はどうなっているのかという質問がございましたので、その点だけお答え願います。

なお、法案と、陳情ですから、条例は議会が審査するので、議会が意見を言うべきであって、皆さん方に求めていくことはできませんのでよろしくをお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎） 今ほど質問にございました、市内の派遣労働者を雇っている企業等の労働組合の状況についてということがあったと思うんですけども、そちらのほうについては、当方のほうでその組合の組織状況については、現時点では把握はしていません。

以上です。

○委員長（川添公貴） よろしいですか。

○議員（佃 昌樹） 先ほど労働基準法の問題について、これは担当課として前進なのかどうかということをお伺いしたわけだけれど、答える必要がないと委員長のほうで言いましたが、指導という

面で労働基準監督署もあるんですが、担当課として指導ということについて、今までずっとやってこられたのかどうか、こういった労働基準法に抵触するような問題についてですね、質問をかえます。

○商工政策課長（宮里敏郎） こういう労働関係に対する指導等については、これは国、県のほうでやっていただいているということで、市のほうで直接そういう件で指導等をしてはおりません。

以上です。

○委員長（川添公貴） 次、委員外議員の方。

○議員（井上勝博） 派遣労働者は、やっぱりよく聞くのは、やっぱり派遣ではなく正社員を希望するという方々が若い人でも多いわけですよね。

しかしながら、ハローワークに行くと派遣しかないということで、非常に困っているという声もよく聞くわけです。

そういう点で、今回の労働派遣法の改悪、私は改悪だと思うんですけども、この派遣労働をずっと企業で使い続けると、本来、派遣というのを、派遣労働の使い方というのは、考え方としては繁忙期、仕事が忙しいときに正社員ではとても仕事ができないから、一時的に臨時的に派遣社員を雇うと、そのために3年以上を超えた場合はやはり正規社員を雇うべきなんだと、正社員にすべきなんだというふうにされていたものですよね。

それを、いわば働く部門をかえれば、また派遣労働者として使えるということになれば、結局、企業はその派遣社員を使いやすくなるわけですので、正社員をどんどん減らして、派遣社員ばかりにしてしまうということになると思うんです。それが私は本当に改悪だと思うんです。

それで、ちょっと聞きたいんですけど、いわば公共施設を民間に指定管理者で委託したりしているわけですけども、そういったところで派遣労働者を使っているというケースというか、そういう数字はつかんでいらっしゃるのか。

また民間の派遣労働が、どれだけ薩摩川内市内で行われているのかについての調べる方法はないのかどうか、把握する方法はないのかどうか、主な企業だけでもピックアップして、どうなっているか実態を調べるということとはできないのかどうか、アンケートとかとれると思うんですよね、そういうのはどうなんでしょうか。

以上です。

○委員長（川添公貴） 2点の質問でした。

先ほど、実態については報告がありましたので、調査するかどうかということのほうで回答を、一つのほうはお願いしたいと思います。

答弁を持ち合わせていच्छらなかつたら、その旨、お答え願えればそれで結構です。

○商工政策課長（宮里敏郎） 民間企業の派遣労働者の雇用の実態については、これは本来、国、県のほうで、実際、調査等をされていच्छるべきだと思いますので、そういうところに情報提供を求めるといことは考えられると思います。

以上です。

○委員長（川添公貴） 企業実態調査票というのが、たしか出ちゃったかな、調査票がですね。

○商工政策課長（宮里敏郎） 指定管理の分についての派遣の実態については、現時点では我々のところで把握はしておりません。

以上です。

○委員長（川添公貴） 井上議員、意見は結構です。質疑をお願いします。

○議員（井上勝博） わかりました。

ちょっとやっぱり審議する際に、最低限のやっぱりデータというか、そういうようなのは調べられるのであればやっぱり調べて、議員には情報提供していただきたいというふうに思います。それができるかどうかということです、一つがですね。

それから、もう一つは、今まで原則8時間労働ということで、8時間働き、8時間自分の時間に使い、8時間睡眠をとると、こういう原則が確立されて、日本の場合はそこら辺が曖昧にされたりしている面もあるんですが、しかし原則は原則としてこういうものがあったわけです。

これをずっと、いわば高収入とはいえ1,000万以上の収入のある人については、残業代はもう払わなくてもいいような雇用の形態をすると、この8時間労働制の原則そのものが壊れてしまうんじゃないかというふうに思うんですが、当局がちょっと考えていることを教えていただきたいかと。

それから、よく小さく産んで大きく育てるといふ言い方を財界がしていると、また竹中平蔵さんもそういうことを発言していると、いわば年収を最初は1,000万で出発するけれども、しかしそれを徐々に切り下げていって、一般の労働者の中

にもどんどん残業代ゼロというふうなことにしていこうという、そういう狙いがあるみたいなんです、そういうことが法的に可能なかどうか、それをやっぱり一々国会で審議しなくちゃいけないのか、それとも法律の中で規則か何かを変更することによって、そういうことができるのかどうか、そこら辺、把握していただければ教えていただきたいと思います。

○委員長（川添公貴）3点質問があったようでございますが、まず1点目は法案の中身に対する質問でしたので、先ほどと同じようにこれは議会が審議をすべきことであります。

それから、資料を提出すべきだということで、今、手持ちの資料以外に出すものがあるとするならば答えていただきたい。

ですので、陳情というのは、議会、本来みずから勉強して考えて結論を出すと、議会の責任を持つというのが本筋ですので、その点について今これ目いっぱい出していただいたとは思いますが、出す資料がありましたらお答え願いたい。

それから、国会審議についての、それから法案、国会法案、国会審議、関連法令等についての質問でしたので、多分答えは出ないと思いますので、この点について回答する必要はありません。

以上、1点だけお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎）資料の点につきましては、我々のほうで直接持ち得ている数字がございません。

ただ、必要であれば、国、県が持っているデータから、それを資料として出せる可能性はあると思います。

現時点で我々が手元に持っている数字等は、資料としてはございません。

○委員長（川添公貴）今後、所管が本市の労働者の方々の所管する所管ですので、次の9月議会、12月議会ごろまでに本市のいろんな労働実態とかいうのが調査が可能であれば、国勢調査がありますので、そのときまでに企業実態調査票等がたしかあったと思うんですけど、そこら辺も踏まえて出せるような資料があったら、そのとき、どういう労働者の方々の実態が把握がされているのであれば、9月、12月ごろまでをお願いをしたいと思います。

ほか、委員外議員の方で御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）ありがとうございます。質疑は尽きたと認めます。

ここで本陳情の取り扱いについて、御協議をお願いしたいと思います。

いかが取り計らいましょうか。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御意見はありませんので、これより討論、裁決を行います。

討論はございませんか。討論がございませんか。

それでは、反対討論はございませんか。

次に、賛成討論はございませんか。

○委員（江口是彦）一応、本陳情に対して採択すべきという考えで、賛成の討論をしたいと思います。

それで、まず1点目ですけど、この法案が政府の提案理由とか記者会見等を聞いていても、正社員登用に効果があるというか、いうふうに言われてますけど、その辺が本当に実効性があるのか、いろいろ反対意見で言われている派遣労働者への置きかえがどんどん進んで、派遣労働者と正規労働者の格差が広がっていくんじゃないかとかいうような気がいたします。

それから、もう一点、労働基準法改正ですけども、先ほどもちょっと述べましたように、長時間労働の実効的な抑止策というのが見えない中で、労働時間の規制を緩和していくとすれば非常に問題が生じてくるんじゃないかと。とにかく今度の法案というのは大幅な制度変更で、働く現場環境も大きく変わっていく可能性がありますので、そこら辺を本当、現場の視点から、派遣労働者の視点もしっかり踏まえて議論されていくべきだなという思いがいたします。

以上で。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

次、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）次、賛成討論はありますか。

○委員（成川幸太郎）今回のこの陳情に対しましては、先ほども自由討議で申し上げましたように、今、現状の労働者が置かれている状況というのを非常に守るというよりも、この格差を拡大していくことにもなりかねないというふうに、特に

最近の若い労働者というのは、責任ある仕事というのをやりたがらない傾向にあるんですけども、特定高度専門業務であるとか、成果型労働制が創設されますと、1,000万というところこの仕事をしている人たちでしょうが、これがいろんな労働規制が撤廃されますと、そこにもなりたくないという方々もふえてくると、非常に労働意欲を失うことにもなるんじゃないかと思います。

ぜひ、私は今回この陳情に対しては賛成をしていただきたくて、皆さんに協力をお願いしたいと思います。

○委員長（川添公貴）次、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）賛成討論はございませんか。ありませんね。討論は終結いたしました。

これより採決を行いたいと思います。採決は起立によって行います。

本陳情の趣旨を良として、採択すべきものと認める方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（川添公貴）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情第6号の審査を終了いたします。

△観光・シティセールス課の所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、観光・シティセールス課の所管事務調査を行います。

準備方よろしくお願ひします。よろしいですか。

△市所有宿泊3施設の民間譲渡について

○委員長（川添公貴）それでは、市所有宿泊3施設の民間譲渡について、現状について当局の説明をお願いいたします。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利）お世話になります。

それでは、市所有3施設の民間譲渡に関します現在の状況等について、説明をさせていただきたいと思います。

この3施設につきましては、昨年12月1日から公募をいたしまして、期間を延長しながら3月20日まで募集をしたところですが、結果的に応募者がありませんでした。

24日から、市長みずから、最後まで検討して

くださった事業者等に対するヒアリングも行ったところでございますが、現在のところ東郷温泉ゆったり館につきましては、2社と交渉をしている状況でございます。

それから、里交流センターにつきましては、甌島館につきましては1社と、そして下甌の竜宮の郷につきましてはゼロ社ということで、営業的な問いかけと、それから具体的な協議というところまでいってる、それぞれ濃淡はございますが、特にこの中の甌島館につきましては、今1社に絞って協議を進めておりまして、できましたなら6月議会で譲渡先を提案いたしまして、御了解いただけるような、もう最後の最後の、今、詰めをやっているところです。

ヒアリングの内容につきましては、最後まで検討していただいている中で、どうして最後踏み出せなかったかというようなことも含めて協議しておりますが、その中ではやはり最初のイニシャル、初期投資、これに対する負担感、それから特に甌島館などと竜宮の郷などは引き継いだ後の経営的な見込み、この厳しさというところを非常に慎重にお考えで、結局応募に至らなかったということで承ったところです。

つきましては、最後に今申しました甌島館につきましては、何らかの形での特別な措置が必要ではないかということで、今まさにこの同時間に庁内の議論も進めているところでございまして、取りまとめ次第、6月議会の中で、また相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、宿泊3施設の譲渡にかかる状況報告については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

この後、協議会を予定しています。

今、説明があった内容について御質疑を願ひしたいと思います。

○委員（杉蘭道朗）1点だけ、里交流センター、今、お話ありましたけれども、将来的には当然、業をなす以上は、そこで利益が出てこなければ存続も不可能なわけでありましてけれども、ただ国定公園になったという、この追い風的な部分というのは、なかなかムードではそういう感じでしょうけれども、実としてどうなのかなという部分もあるのかなと思うんですが、そこらあたりは、この

甌島館に関しましては業者の方、どのような感覚をお持ちなのか、当局のほうでちょっと感じられた部分があれば、ちょっとお示しいただきたいと思っております。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利） 国定公園の指定は、非常に大きな追い風になっております。

条件不利地域の代表的なこの経営環境の中で、その会社がどういうことができるかということから、甌島を知っていただく、あるいは住んでいる方が頑張ろうとしていることは、高く評価していただいているところです。

一方で、損益計算考えますと、実質3月から11月までの集客期間、そのほかのシーズンオフの対応を考えると非常に厳しいということと、地域でのやはり需要ということで、日常的な島民の利用ということも踏まえると、なかなか損益分岐には行かない部分があるんじゃないかというようなことも含めて、総体的に今考えていただいているところです。

以上です。

○委員長（川添公貴） よろしいですか。もう一回後で。

○委員（江口是彦） なかなか甌島の二つについても、里交流センターのほうはどうか話が進められるんでしょうが、譲渡先が条件も含めて非常に厳しいということは理解できるんですけど、今後、下甌に関して言うと、やっぱり何十人というお客を泊められるというのは、この竜宮の郷や長浜の親和館ぐらいしかないんですよ。

あとは民宿といっても、20人以上泊められるところはないというような中で、観光の受入基盤の整備についても、竜宮の郷なんか重要な拠点施設だと思うんですが、この譲渡先、見つからない場合の今後の市としての活用策というか、どう今の段階では考えておられるのか、指定管理方式をまだ何か追求されるのかも含めてお聞かせください。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利） 私どもは、そこら辺も非常に大切な話だと思っております、結論的なことを申しますと、あくまで宿泊施設として、今後経営していただく方を探し抜いてみたいと思っております。

6月議会には間に合いませんけれども、9月と

かに、もうぎりぎりになってでも相手を探すというのを最後まで突き詰めていきたいと思っております。

これが、もしの話で、どこもいなかった場合ということなのですが、現時点では宿泊施設にこだわるやり方を模索したいと思っております。

実は、福祉施設でどうかとか、ほかの用途については打診がございますけれども、正式なものではございませんが、私どもとしてはあくまで甌島における宿泊機能をもっと充実しないと、先ほどありましたけど、追い風をうまく乗れない、数が足りないというところがございます、あくまで宿泊施設で、最後まで相手先を見つけ抜いてみたいというふうな考え方でおります。

○委員長（川添公貴） よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬） 甌が国定公園化されたということも、もちろんこれはいい、立派な追い風だと思いますが、直近に国民文化祭があるんですよ。

それで、甌もやっぱり甌の生活と文化ということで、恐らく全国からお見えになると思うんです。

そういうときに、例えばそうやって宿泊施設とかがないというのは、非常に困ることになるんじゃないかと思うんですが、そういう意味で、今言われたような強い意思を持って宿泊施設も何とか維持、運営してくれるところを探していただきたいという、そういう思いがあります。決意のほどを。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利） おっしゃるとおりでございます。

私どもは、今、事業者様と接触する際は、今、市としてやっていること、例えば文化祭もそうですし、恐竜の専門屋を鹿島に置いたりとか、とにかく甌のプロモーションということから接触を始めまして、そこで経済ベースだけじゃなくて、そういう地域をどうにかしようという意を酌んでいただくような方を探そうということで当たっております。

今、下甌の場合であると、支所のほうにも誰かいないか、出身者の方で紹介してくれというのを、常に広くお声かけをお願いしているところでありますので、そういった意味でまだまだできることはあると思っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

以上です。

○委員長（川添公貴）質問の背景が延び延びになっているということがあるので、大体の目途、目途として、いつまでにどうしたいということが答弁ができるようであれば、そこを答弁していただきたい、もう一回ですね。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利）できましたなら9月あるいは12月には、具体的に相手方を探したいと思っております。

その相手方を探すに当たっての条件等についても、るる庁内でもしてますが、とりあえずは、まず6月議会には甌島館をちゃんと対策をとりまして、竜宮の郷については、できましたなら、9月では、1社に今絞られているというような話ができるように頑張りたいと思います。

○委員（成川幸太郎）来年の3月まで契約があるということで、そういう交渉ができてきているんでしょうけれども、先ほど江口委員が言われたように宿泊施設として維持するということは、もう絶対外さないでいただきたい。これは本会議でも言いましたように国定公園化になって、今そんなに観光客を受け入れる施設がない中で、市営を排除して民間に譲渡する、無償譲渡するけれども、受入がないから、じゃあ、結果的に福祉の人があったからということになると、国定公園になった意味がもう本当なくなってしまう。これはぜひ本会議でも言ったように、もとの、市営に戻しても維持していくという覚悟を、やっぱり持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○委員長（川添公貴）対策監、考え方を簡単に。

○観光・スポーツ対策監兼観光シティ・セールス課長（古川英利）議会でも御質問いただいた部分であります、いずれにしても指定管理を延ばすに当たっても予算の提案、それから契約が切れますので、再公募の手續等を考えると、9月には何らかの方針を出さないといけないと思っております。

そういう意味で、先ほど言いました9月議会までには相手を探し抜く、あるいは12月で対応するというようなスケジュールで今考えているところです。

○委員（成川幸太郎）今、9月までにはということですけども、本当、最終を9月ぐらいに絞っていただいて、12月にずれ込んだら、恐らく

受入手が対応できなくなってしまうということもあると思いますので、引き継ぎ等を考えれば、9月にはある程度の結論を出していただくような提案をお願いしたいと思います。

○委員長（川添公貴）必ず9月までにやれという御意見でしたので、肝に銘じるように。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の皆さんの御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで協議会に切りかえたいと思います。

~~~~~

午前10時50分休憩

~~~~~

午前10時56分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）それでは、本会議に戻します。

以上で市所有宿泊3施設の民間譲渡に係る観光・シティセールス課の所管事務調査を終了いたします。御苦労さまでした。

以上で日程の全てを終わりましたが、陳情第6号に関する委員会報告の取りまとめについては、委員長、副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいたいと思います。

△閉 会

○委員長（川添公貴）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで企画経済委員会を閉会いたします。本日は御苦労さまでした。



## 【卷末資料】

陳情文書表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                   |       |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------|-------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 陳情第 6 号                                           | 受理年月日 | 平成 27 年 3 月 1 2 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情                      |       |                   |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 薩摩川内市神田町 1 番 1 0 号<br>北薩ブロック平和運動センター<br>議長 瀬戸 ちえみ |       |                   |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                   |       |                   |
| <p>政府は成長戦略の名の下、労働者保護ルールの改悪を打ち出している。これは、派遣労働の大幅な拡大、労働時間や解雇の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かす内容となっている。</p> <p>労働者派遣法改正案は、臨時的・一時的な業務に限定し常用雇用の代替をしてはならないという派遣労働の大原則を取り払い、派遣期間上限 3 年を外して無期限に派遣労働者を使い続けられるようにするものである。増え続ける派遣労働者の正社員への道を閉ざし、不安定雇用のまま「生涯ハケン」を押し付けることになりかねない。</p> <p>労働基準法改正案の一番の問題点は、労働時間、休日・深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする新制度（特定高度専門業務・成果型労働制）の創設である。労働時間制度は、労働者を守る最低限のルールであり、既に、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者については裁量労働制が導入されている。長時間過密労働がまん延し、過労死・過労自殺が後を絶たない現状において、更にこれらを助長しかねない労働時間規制を適用除外する新制度や裁量労働制の拡大は認めることができない。</p> <p>労働者派遣法改正案は国会で二度も廃案になった。また、今回の労働時間規制を適用除外する新制度は、「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」との批判にさらされ、法案提出ができなかった「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じものである。</p> <p>よって、次の事項の実現について、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                                   |       |                   |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   |       |                   |
| <p>1 労働者派遣法改正案を提出しない（撤回する）こと。欧州連合（EU）型の均等待遇原則を参考に、派遣労働者と正規労働者の間の均等待遇の確保を推進すること。</p> <p>2 労働基準法改正案を提出しない（撤回する）こと。労働時間（時間外労働）の上限規制や勤務間インターバル規制（24 時間につき最低連続 11 時間の休息時間を確保する規制）等を導入して、長時間労働を抑制し不払い残業を根絶すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                   |       |                   |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会

委員長 川添公貴